



平成 29 年 7 月 28 日

各 位

東京都品川区西五反田 1 丁目 1 番 8 号  
N M F 五反田駅前ビル 7 階  
サクセスホールディングス株式会社  
代表取締役社長 佐々木 雄一  
(コード番号: 6065 東証第一部)  
問合わせ先 管理部長 石井 大介  
T E L 03-6431-9899

### 支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるライク株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(平成29年4月30日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ライク株式会社	親会社	50.1	—	50.1	株式会社東京証券取引所 市場第一部

(注) 平成28年12月1日付で、ジェイコムホールディングス株式会社はライク株式会社へ商号を変更いたしました。

#### 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社は、平成27年7月に人材の確保・育成力に強みを持つ企業集団を形成するライク株式会社の連結子会社となっており、ライク株式会社は、人材派遣、アウトソーシング、人材紹介、採用・教育支援を行う総合人材サービス事業、子育て支援サービス事業、介護関連サービス事業を営む事業会社を擁する持株会社であり、子育て支援サービス事業を担っております。

当社は、親会社であるライク株式会社との連携により採用機能を強化するとともに、保育士が働きやすい環境を作ることを重視した本部体制の構築を行うため、本部に親会社グループより9名の出向者を受け入れております。

また、当社の役員（取締役8名）のうち、親会社であるライク株式会社の兼務者は取締役4名であります。このことによる事業活動上の制約はなく、当社は、事業戦略や資本政策等を取締役会、経営会議により十分に審議のうえ決定し事業展開を行なっているため、親会社との一定の独立性は確保出来ていると考えております。

(役員・の兼務状況)

(平成29年4月30日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
代表取締役会長	岡本 泰彦	ライク株式会社 代表取締役社長 ライクスタッフィング株式会社 代表取締役会長 ライクケアネクスト株式会社 取締役会長	ライク株式会社の代表取締役社長であり取締役就任以降、当社の東京証券取引所市場第一部への上場、その後の事業展開及び拡大の実績が考慮されたため。
取締役	我堂 佳世	ライク株式会社 取締役経営管理部長 ライクスタッフィング株式会社 取締役管理担当 株式会社エースタッフ取締役	ライク株式会社の取締役経営管理部長であり、グループ全体から当社の業務効率を向上させるための行動実績が考慮されたため。
取締役	一ノ瀬 慎太郎	ライク株式会社 総合企画部部長代理	ライク株式会社の総合企画部部長代理であり、グループの事業会社との連携強化を図るため。
取締役	三野 崇宏	ライク株式会社 内部監査室室長 ライクケアネクスト株式会社 監査役	ライク株式会社の内部監査室室長としてグループの多様な業務に精通し適切な役割を果たしており、グループの監査品質を向上させるため。

## 3. 支配株主等との取引に関する事項

当連結会計年度（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ライク(株)	大阪市北区	1,453,977	グループ全体の経営方針策定及び経営管理並びにそれに付帯する業務	(被所有)直接 50.1	経営指導 役員の兼任 社債の発行 業務の委託	業務委託料(注)1	196,250	未払金	25,613
							経営指導料(注)1	12,000		
							社員の出向料(注)1	53,224		
							家賃の支払(注)2	4,933		
							転換社債型新株予約権付社債の発行	-	転換社債型新株予約権付社債	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております。  
 2. 家賃の支払については、市場価格等を勘案して価格を決定しております。  
 3. 転換社債型新株予約権付社債の金額は、公正性を期すため、独立した第三者算定機関に価値評価を依頼し決定しております。また、金利は無利息としております。

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

親会社との取引にあたっては、一般株主との間で利益相反が生じるおそれの無い独立性を有する社外取締役の設置などの対応により、第三者との取引条件と乖離がないように十分留意することを指針としており、適正な取引がなされております。今後とも、独立性を確保し、親会社との取引において少数株主の利益が不当に害されることがないように、適切に判断してまいります。

以 上